

14.5.25  
第105号

總務部長

干渉を為す所の様事案の支那事務局に應  
答する事

(ホ) 亦之回官署の辯論後、同位可否の件  
第一回は同事務局の聯合会の妨害により不埒  
功の終りなるに付、再び辯論會を同位した  
と豫定したるに對し、多數の外席者は既に時  
期を失したれば、必要無しと之に對しては、法を

関東労働組合協議会  
大正十四年五月二十一日

早川

財團事務局